

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について

令和 2 年 1 月 29 日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議決定

改正 令和 5 年 11 月 15 日

前文

本決定は、「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」(以下「副学長決定」という。)第 84 項に基づき、全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議(以下「全代会」という。)の円滑な運営を図るために運営の細目について定めるものである。

第一章 組織

第一条 全代会は、「筑波大学の学生組織等について」(以下「学長決定」という。)第 20 項に基づき、全学に渡る学生生活および教育に関する事項等について討議し、意見等をまとめることを目的とする。

第二条 全代会の構成員は、「学長決定」第 2 項 (3) および「副学長決定」第 4 項に基づき、各学類、体育専門学群、芸術専門学群および総合学域群(以下「学類等」という。)のクラス代表者会議からそれぞれ選出された座長及び副座長とする。

2 前項によって規定される全代会の構成員を「座長団」と呼称する。

第三条 全代会は、「副学長決定」第 5 項に基づき、その統括を目的として議長および副議長を置く。

2 全代会の代表者は、議長をもって充てる。

3 議長および副議長を「議長団」と呼称する。

第四条 議長団は、「学長決定」第 25 項に基づき、全代会でまとめた意見等を、学生担当副学長に報告するとともに、全学の学生を代表して意見を述べる。

第五条 議長団の選出方法は、「学長決定」第 23 項および「副学長決定」第 32 項から第 34 項に従う。

2 議長および副議長の立候補者が定員以内であった場合は信任投票を行い、構成員の過半数の信任をもってこれを定める。

第六条 議長団の解任方法は、「副学長決定」第 35 項から第 38 項に従う。

2 議長および副議長は、「副学長決定」第 37 項に規定されている内容のほかに、除籍、移籍、転出となるなど、会議への出席が不能になった場合にも離任する。

3 議長および副議長が離任した場合は、「副学長決定」第 39 項に従い、10 日以内に後任の選挙を行う。

第七条 議長団の任期は、「副学長決定」第 54 項に基づき、選出日より翌年度の授業開始日までとする。また、後任の任期は、同項に従い、前任者の残任期間とする。

第八条 新年度の全大会が召集されるまでの当会議に関する諸事務は、「副学長決定」第 55 項に従い、前年度の構成員がこれを代行する。

2 「副学長決定」第 34 項に規定される選挙の運営は、前年度の構成員が行う。

第九条 全大会は審議の能率化をはかるため、「副学長決定」第 74 項に基づき、常任委員会を置く。

2 座長団は、原則としていずれかの常任委員会のうち一つ以上に所属する。ただし、議長団が常任委員会に所属する必要はない。

第十条 全大会は常任委員会の所管に属さない問題または臨時で取り組む必要のある問題を扱う場合、「副学長決定」第 80 項に基づき、特別委員会を設置する。

第二章 会議

第十一条 全大会の進行は、「副学長決定」第 58 項に基づき、議長がつかさどる。

第十二条 会議は、「学長決定」第 21 項および第 22 項に基づき開催される。

2 前項における会議を「本会議」と呼称する。

3 本会議における表決権は、次の各号に定める地位の者がこれを有する。本会議における表決権を有する者を「議員」と称する。

(1) クラス代表者会議正副座長

第十三条 議員が授業その他やむを得ない事情により会議に出席できない場合、議員は同一学類等の学生を代理とすることができる。

2 前項の定めにおいて、議員を代理する学生を、「議員代理」と称する。

3 代理される議員が有する全ての権利は、当該会議に限り議員代理に委任される。

4 代理される議員は、会議開催の 2 日前までに、欠席の理由並びに議員代理の氏名及び学

籍番号が記載された書面を議長に提出しなければならない。この書面には、署名その他の本人が作成したものと推定できる措置を講じなければならない。

5 前項に規定する行為は、代理される議員を選出したクラス代表者会議が、その議員に代わってこれを行うことができる。

第十四条 議長は、本会議に先立ち議案に対する意見を聴取する場として「意見聴取会」を開催することができる。

2 意見聴取会は、「副学長決定」第 71 項に基づき、同第 58 項から第 70 項の規定に準じて進行する。

第十五条 会議の開催手続きは、「副学長決定」第 60 項から第 63 項に従う。

第十六条 議案が発議されてから 30 分以上遅刻した者は、その議案に対する表決権を失う。

第十七条 本会議における議決は、議員の過半数によって行われる。

2 議案は、議員の過半数が賛成した場合、可決される。

3 議案は、議員の過半数が反対した場合、否決される。

4 議案は、前 2 項の条件の何れも満たさない場合、保留される。

第十七条の 2 可決された議案は、全学の学生を代表した意見として取り扱われる。

2 否決された議案は、客観的な情勢の変更その他相当の理由のない限り、これを当該年度の本会議で再度発議できない。

3 保留された議案については、同一年度の本会議における再度の発議を妨げない。

第十八条 本会議における議案の発議者は、議員に対し表決の理由を問うことができる。問われた議員は、表決の理由を述べなければならない。

第十九条 議員は、会議中に動議を提出できる。

2 動議の成立には、原則として提案者のほか 4 名の賛同者を要する。ただし、議長が認める場合はこの限りでない。

3 休憩、休会、閉会その他の議事一般に関する動議が成立した場合、直ちにその審議をする。

4 前項の定めによって成立した動議が、会議出席者の過半数の賛成を得た場合、議長はこれに従う。

第二十条 構成員は、学生担当副学長あるいは他の構成員に対し、報告文書を提出することができる。

第二十一条 会議の議事録は、「副学長決定」第 64 項に基づき、これを作成・保管し、随時公開する。

2 議事録は、作成後に議長がこれを確認し、承認した後ただちに公開する。

第二十二条 全代会は、「副学長決定」第 67 項に基づき、参考人を招聘することができる。

2 参考人は、構成員の意見を聞いて、議長がこれを招聘する。

第二十二条の 2 全ての学生は、オブザーバーとして出席することができる。

第三章 委員会および委員長連絡会

第二十三条 常任委員会は、「副学長決定」第 74 項および第 75 項に基づき設置され、第 75 項および第 76 項に規定された業務を行う。

2 総務委員会は、次に掲げる部門および、各部門の業務を統括する部門長を置く。

(1) 事務部門..... 議事進行の補佐及び全代会運営に係る庶務

(2) 情報部門..... 全代会の情報環境整備・サービス提供による情報流通活性

3 広報委員会は、次に掲げる部および、各部の業務を統括する部長を置く。

(1) 編集部..... 全代会広報紙の執筆・編集

(2) 制作部..... 全代会広報活動に必要な広報物の制作

第二十四条 常任委員会は、「副学長決定」第 77 項に基づき、全代会構成員および必要に応じ当該クラス代表者会議が推薦し、全代会の議長が任命した者によって構成される。

2 常任委員の任命および罷免は、「副学長決定」第 78 項に基づき、全代会の議長が全代会の意見を聞いてこれを行う。

3 すべての常任委員会は、1 名以上の座長団を含む。

4 「副学長決定」第 77 項における「必要に応じ全代会の構成員が推薦し、全代会の議長が任命した者」を「専門委員」と呼称し、全代会の準構成員とする。

第二十五条 各常任委員会の委員長(以下「常任委員長」という。)は、「副学長決定」第 76 項に基づき、当該委員会に所属する座長団の中から、その委員会の構成員の互選によって選出する。

2 常任委員会の委員長と議長との兼任は、原則としてこれを認めない。

3 複数委員会の委員長を兼任することは、これを妨げない。

4 総務委員長と第二十条の 2 に示した各部門長との兼任、ならびに広報委員長と第二十条の 3 に示した各部長との兼任は、これを妨げない。

第二十六条 常任委員長の選出は、次に定める方法で行う。

- (1) 全表決者の過半数の得票者を委員長とする。過半数の得票者がいないときは、上位 2 名の決選投票による
- (2) 不在者投票および代理投票は認めない。
- (3) 立候補者が 1 名の場合は、信任投票を行う。

2 各常任委員会の選挙には、立会人として議長もしくは副議長が同席する。

第二十七条 常任委員長の解任方法は、次に定める方法で行う。

- (1) 委員長が当該委員会において辞意を表明し、委員会構成員の過半数の承認が得られた場合、委員長は辞任する。
- (2) 当該委員会の構成員の 4 分の 1 以上によって、委員長の解任の請求が全大会の議長に提出された場合、委員会での投票に付し、委員会構成員の過半数の解任支持票があるとき、委員長は解任される。
- (3) 委員長の罷免は、全大会の議長が当該委員会の意見を聞いてこれを行うことができる。
- (4) 委員長が退学もしくは停学・休学・卒業・除籍・移籍・転出等で委員会への出席が不能となった場合、委員長は離任する。
- (5) 委員長が当該委員を罷免された場合、委員長は離任する。
- (6) 委員長が座長団を辞任または離任し、あるいは解任された場合、委員長は原則として離任する。
- (7) 委員長が議長に選出された場合、委員長は離任する。
- (8) 委員長が、辞任または離任し、あるいは解任された場合、14 日以内に後任委員長の選挙を行う。

第二十八条 常任委員長の任期は、選出された年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月 30 日までとする。ただし、前条に規定された方法で解任された委員長の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長は、前項に規定される任期中における授業開始日から座長団選出が行われる期間までの間は、前条 (6) の規定にかかわらず離任しない。ただし、委員長が座長団選挙の結果座長団たる資格を失った場合、委員長は離任する。

第二十九条 特別委員会は、「副学長決定」第 80 項から第 83 項に基づき設置する。

第三十条 特別委員会の構成は、本決定第十八条の内容に準じる。

2 前項の規定にかかわらず、特別委員会は座長団を構成員に含む必要はない。

第三十一条 特別委員会の委員長(以下、「特別委員長」という。)は、「副学長決定」第78項に基づき、その委員会の構成員の中から互選によって選出する。

2 特別委員長と議長団との兼任は、これを妨げない。

3 特別委員長と常任委員長あるいはほかの特別委員会の委員長との兼任は、これを妨げない。

第三十二条 特別委員長の選出は、本決定第二十三条に定める方法と同様に行う。

第三十三条 特別委員長の解任方法は、本決定第二十四条に準じる。

2 議長が特別委員会の委員長を兼任している場合、解任請求の提出先および罷免の判断は本決定で別に定める委員長連絡会が代行する。

第三十四条 各委員会は、「学長決定」および「副学長決定」並びに本決定の定めるところに抵触しない限りにおいて細則を定めることができる。

第三十五条 「副学長決定」第59項(3)「その他の各委員長」における議長の代行は次の順位による。

- (1) 学内行事委員長
- (2) 教育環境委員長
- (3) 生活環境委員長
- (4) 調査委員長
- (5) 広報委員長
- (6) 座長団たる特別委員長

2 前項(6)における特別委員長が複数名いる場合は、特別委員長に選出された日時が早い順に上位とする。

第三十六条 全大会の方針決定の場として、委員長連絡会を設置する。

第三十七条 委員長連絡会は、議長団、常任委員長および特別委員長で構成される。

2 議長団は委員長連絡会を統括し、議事の進行をつかさどる。

3 前項の規定にかかわらず、本決定第三十条第2項に規定される議長たる特別委員長の解任請求および罷免に関する議題を扱うときは、議長は議事の進行を行わない。

4 委員長連絡会は、必要に応じて参考人を招聘できる。

第三十八条 委員長連絡会にて議決された内容は、議長が会議にて座長団に報告する。

第四章 会計

(財産)

第三十八条の 2 全代会は、金銭、物品その他の財産を所有する。

(会計年度)

第三十八条の 3 全代会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わるものとする。

(予算)

第三十八条の 4 全代会は、毎年度、その年度の予算を編成しなければならない。

2 全代会の予算は、本会議の承認により成立する。

(決算)

第三十八条の 5 全代会の決算は、本会議の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第三十八条の 6 全代会は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。

(会計監査)

第三十八条の 7 会計監査は、第三十九条に定める監察役がこれを行う。

2 監察役は、全代会の全ての会計経理を監査する権利及び義務を有する。

3 監察役は、第三十八条の 5 に定める決算報告の際に、会計監査の結果を報告しなければならない。

(会計細則)

第三十八条の 8 会計に関する細則は、これを別に定める。

第五章 その他全代会の運営に関する事項

第三十九条 全代会は、「副学長決定」第 40 項から第 42 項に基づき、全代会の不信任案を受理し、公正な信任投票を実施するために、全代会と独立した機関として監察役を置く。

2 監察役は、「副学長決定」第 41 項に基づき、全代会構成員の中から翌年度座長団を続ける意思のないことを表明したものの中から、適任と思われるもの 2 名を翌年度の監察役として選出する。

第六章 改廃

第四十条 本決定の改廃について全大会の構成員の 5 分の 1 以上から提案された場合、全代会はこれを審議する。

第四十一条 学長もしくは副学長から本決定の改廃を求められた場合、および議長が本決定を改廃すべきと認めた場合、全代会はこれを審議する。

第四十二条 改正の議決については、他の議案と同様に行う。

第四十三条 廃止についての議案は、全会一致のとき可決される。

附記

本決定は、令和 2 年 1 月 29 日から施行する。

附記

本決定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附記

本決定は、令和 4 年 2 月 27 日から施行する。

附則

本決定は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附則

本決定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。